

平成28年度
環境局予算要求方針

【目次】

- 1 平成28年度環境局予算要求総括表及び経営方針・・・・・・・・1
- 2 重点的に取り組みを行う主なもの・・・・・・・・4

1 平成28年度環境局予算要求総括表及び経営方針

(1) 平成28年度環境局予算要求総括表

【一般会計】

平成28年度要求総額 13,983,257千円
 (平成27年度予算額 12,480,969千円)
 前年度比 +12.0%

《主な事業》

(単位：千円)

事業名	平成28年度 予算要求額A	平成27年度 予算額B	増減 A-B
①②次世代資源・エネルギーシステム の創生	215,300	10,200	205,100
③地域共生型洋上風力発電推進事 業	50,000	30,900	19,100
④燃料電池自動車導入助成事業	5,000	5,000	0
⑤地球温暖化対策実行計画策定事業	3,000	0	3,000
⑥「北九州モデル」を活用した都市 環境インフラビジネス推進事業	32,000	30,000	2,000
⑦ベトナム・ハイフォン市における 大気環境改善事業	11,834	0	11,834
⑧日中大気汚染・省エネ対策共同事 業	61,226	59,100	2,126
⑨古着資源化推進事業	2,998	0	2,998
⑩環境ミュージアム展示改修に係る 調査事業	1,966	0	1,966
⑪地域とつくる「ごみステーション」 事業	30,000	0	30,000
⑫事業系ごみ組成調査事業	3,404	0	3,404
⑬環境改善対策マニュアル作成事業	13,646	0	13,646
⑭特定外来生物周知啓発事業	1,500	0	1,500

【廃棄物発電特別会計】

平成28年度要求総額 1,940,000千円
 (平成27年度予算額 2,063,000千円)
 前年度比 ▲6.0%

《主な事業》

(単位：千円)

事業名	平成28年度 予算要求額A	平成27年度 予算額B	増減 A-B
発電施設管理費	1,169,339	1,219,396	▲50,057
熱供給施設管理費	10,118	19,244	▲9,126
発電施設整備費	578,811	142,628	436,183

(2) 平成28年度環境局経営方針

1 基本的な考え方

本市の財産である「環境技術」・「人材」・「ノウハウ」を結集し、地方創生総合戦略に掲げた「新社会創造イノベーション拠点形成」、「都市まるごと輸出」、「アジア人材受入育成拠点形成」といった環境・エネルギー分野の取組みを強力に推進し、地域経済の発展につなげていく。

特に、来年5月の「G7北九州エネルギー大臣会合」開催を絶好の機会と捉え、「北九州市エネルギービジョン（仮称）」を策定し、本市の先駆的な環境・エネルギー施策を全世界に向けて発信することにより、国際的ステータスの向上、シビックプライドの醸成を図るとともに、トップランナーとして政策の更なる推進に努める。

また、本市が有する豊かな自然・地域環境の保全・活用を図るとともに、市民、団体、NPO、学術機関、企業などとの連携を一層進め、高い市民環境力に支えられた社会構造を創り、世界の誰もが認める「環境モデル都市・環境未来都市」づくりを進める。

2 平成28年度の主な取組み

本市が築いてきた技術やノウハウ、国際ネットワークを活用し、「安定安価なエネルギーの地域供給」、「エネルギーマネジメントによる企業コストの低減」、「アジア諸都市との繋がりによる環境改善と国際環境ビジネスの展開」等を通じ、地域の産業競争力の強化を図り、国内外でグリーン成長の先導的な役割を果たす。

また、市民環境力の成長を促す仕組みづくりを進めつつ、市民とともに更なる快適で安心できる生活環境づくりに取り組む。

① エネルギーを核とした都市間競争力の強化、低炭素社会づくりに向けた取組み

○地域エネルギー会社を核とした、「ダイヤモンドレスポンスを駆使した電力・熱・水素の総合エネマネ」、「中小企業も含めた省エネインフラの整備」などによりエネルギーを最大限効率的に活用する仕組みを構築するとともに、洋上風力、バイオマス、太陽光など「地産地消エネルギーの徹底活用」に取り組む。

② 都市まるごと輸出・アジア人材受入育成による国際環境ビジネスの推進

○「北九州モデル」を活用した都市インフラビジネスを更に推進するとともに、市内企業の海外における事業化支援を積極的に行う。

○ベトナム・ハイフォン市での大気環境改善事業のほか、中国各都市との都市間連携協力を進め、大気汚染解決に向けた共同研究やモデル事業などを行う。

③ 市民環境力の強化・発展に向けた取組み

○ESD 活動の全市的な普及に向けた「新アクションプラン」を踏まえ、全市的な普及拡大に向けた取組みを強化するとともに新たな推進体制の構築を図る。

○ごみの減量・資源化を推進するため、まちづくり協議会等の地域団体を対象に奨励金制度を創設し、より身近な古着回収体制を整備することにより、市民の利便性の向上、地域における回収・資源化活動を支援し、古着回収の促進を図る。

④ 快適で安心できる生活環境づくりに向けた取組み

○「ごみステーション」の散乱防止対策として、地域のごみステーション管理に対する支援、ルール・マナーの啓発、事業者への指導強化等により、環境未来都市にふさわしいごみステーションづくりに取り組む。

○PM2.5 や光化学オキシダントの削減を図るため、発生源解析や中小企業も含めた環境改善の助言等の対策を行う。

2 重点的に取り組みを行う主なもの

1. エネルギーを核とした都市間競争力の強化、低炭素社会づくりに向けた取り組み

VI-2
新規・継続

・次世代資源・エネルギーシステムの創生

215,300 千円

(事業概要)

エネルギー大臣会合を契機に、本市の環境・エネルギー施策に世界中から注目が集まっていくなか、企業立地などの具体的な成果や、ディマンドレスポンスといったビジネスの芽が世界に先駆けて現れている。

「省エネルギーの徹底」「再生可能エネルギーの最大限導入」「水素を含めた総合的なエネルギーマネジメントの実現」は、これからの世界に求められる、あるべき姿であるが、本市が先導して、これまでの取り組みを深化させ、また総合的に取り組む段階となった。

それらは、エネルギーを核とした地域コミュニティの再構築、定住・交流人口の増加など、地方創生に資するものであり、「低炭素・安定・安価なエネルギーを作り出す」産業の振興、「低炭素・安定・安価なエネルギーの活用」による産業の創出・振興、次世代資源・エネルギーの取り組み成果の国内外への発信・展開、などの効果を生み出し、環境（低炭素社会）と経済の両立を図るものとなる。

本事業では、その実現を図るために必要な調査・検討、事業化への仕組みづくり、企業・市民への支援強化、国内外への発信等を行うもの。

事業の内訳は次のとおり。

○次世代資源・エネルギーシステム創生事業（60,300 千円：新規）

低炭素社会づくりに貢献する「次世代資源・エネルギーシステムの創生」に向け、エネルギー関連産業の支援・振興のための調査・検討・仕組みづくりや、低炭素・安定・安価なエネルギー供給のためのエネルギーマネジメント実用化の調査・検討・仕組みづくり、国内外への発信・展開を実施する。

○新エネルギー等設備導入支援事業（5,000 千円：継続）

市民に対し、上記創生の基盤となる省エネ設備導入支援を実施する。

○中小企業省エネ設備導入促進事業（150,000 千円：継続）

中小企業に対し、上記創生の基盤となる省エネ設備導入支援を実施する。

VI-2・拡充

・地域共生型洋上風力発電推進事業

50,000 千円
(うち拡充分 19,100 千円)

(事業概要)

周辺住民へ配慮した地域共生型の洋上風力発電を推進するため、自然環境調査や専門家による検討会などの取り組みを実施する。

また、セミナーや見学会を通じて情報発信を行っていく。

VI-2・継続

・燃料電池自動車導入助成事業

5,000 千円

(事業概要)

本市の産業面の取組みを推進する基本戦略である新成長戦略において、リーディングプロジェクトとして、「次世代自動車産業拠点の形成」を掲げ、「次世代自動車（EV・FCV等）の工場立地」、「環境配慮型部品の供給基地の形成」、「北部九州自動車 150 万台先進生産拠点都市推進構想の推進」を目指している。

この構想の実現を図るためには、水素の需要及び供給を相乗的に拡大していく必要があり、そのため、需要面の拡大策として、燃料電池自動車（FCV）を市内に普及させるため、車両購入費の一部助成を行うもの。

VI-2・新規

・地球温暖化対策実行計画策定事業

3,000 千円

(事業概要)

今年 12 月の「気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」以降に、国が策定する「地球温暖化対策計画」に即して、温対法に基づく本市の「地球温暖化対策実行計画」（法定）を策定する。

また、今夏、国が取りまとめる「適応計画」を踏まえ、本市における適応策のあり方を検討する。

2. 都市まるごと輸出・アジア人材受入育成による国際環境ビジネスの推進

VII-2・継続

・「北九州モデル」を活用した都市環境インフラビジネス推進事業

32,000 千円

（事業概要）

本市に蓄積された都市環境インフラに係る技術や行政ノウハウ等を体系的に整理した「北九州モデル」を活用し、都市インフラビジネスを更に推進する。

市内企業が検討中の事業の多くは、相手国・地域行政機関の財源確保や、制度の立案と実施、住民啓発等が主な課題となっていることから、ベトナム・ハイフォン市、タイ・ラヨン県、マレーシア、フィリピンにおいて、関係行政機関と集中的な協議を行い、事業の実現を目指す。

また、姉妹都市締結に向け調整を進めるカンボジア・プノンペン都において具体的事業の展開を図ると共に、急激な経済発展が見込まれるミャンマーの調査を行う。

VII-1・新規

・ベトナム・ハイフォン市における大気環境改善事業

11,834 千円

（事業概要）

平成 27 年 8 月、国際 NGO 組織クリーン・エア・アジア（CAA）主催のワークショップにおいて、当該組織より参加・発表依頼のあった本市と本市の姉妹都市であるベトナム国ハイフォン市が、都市間協力に関するプログラムにおいて、それぞれ発表を行った。

これを契機として、CAA の進める「都市間連携協力（City to City Cooperation）」の枠組みを活用し、本市とハイフォン市がハイフォン市の大気環境改善のために協力するよう提案があり、事業を開始するに至った。

平成 28 年度は、大気環境の具体的な改善に向けて、専門家派遣や訪日研修の実施、ハイフォン市の大気質の調査等を予定している。

VII-1・拡充

・日中大気汚染・省エネ対策共同事業

61,226 千円
(うち拡充分 2,126 千円)

(事業概要)

平成 25 年 5 月に本市で開催された日中韓三カ国環境大臣会合において、大気汚染対策については互いに問題の解決を図ることの重要性について合意が得られ、その後の協議において、日中両国間で都市間連携を通じて PM2.5 を含めた中国の大気環境改善のための協力を進めることが決まった。

本市では、このスキームを活用し、平成 26 年度より上海市、天津市等との大気環境改善のための都市間連携協力事業を実施している。

平成 28 年度は、昨年度に引き続き本市からの専門家派遣や中国からの研修員受入を行い、人材育成に努めるとともに、大気環境の具体的な解決に向けた共同研究やモデル事業を行うこととしている。

また、本市と同様に国のスキームで大気環境改善のための都市間連携協力事業に取り組んでいる福岡県と連携し、地元でセミナーを開催し、これまでの成果を発表する。

VII-2・継続

・新メカニズム構築事業

2,800 千円

(事業概要)

市内企業がアジア地域へ低炭素化技術を輸出することで削減された温室効果ガスの量を定量化（見える化）する事業で、これまで節水技術や省エネ照明など 4 件のプロジェクトを承認した。

また、本事業は国の JCM 事業（二国間クレジット事業）も活用しており、その成果についても、この新メカニズムに取り入れることとしている。

平成 27 年度は JCM 設備補助事業として、「インドネシア・スラバヤ市における商業施設への高効率空調システムの導入」が採択された。

平成 28 年度も、本事業を通して環境モデル都市に掲げた温室効果ガス削減を推進する。

VII-2・継続

・アジア低炭素化センター関連事業

153,503 千円

(事業概要)

「アジア低炭素化センター」において、市内の中小企業等の環境ビジネス展開に対する助成の実施や、国等が公募する補助事業を活用しながら、環境に資する多様な技術や社会システム等を海外展開することで、地域経済の活性化を推進する。

3. 市民環境力の強化・発展に向けた取組み

I-3・VI-1
拡充

・ESD 活動支援事業

17,956 千円
(うち拡充分 515 千円)

(事業概要)

「世界の環境首都」を目指す本市において、その基盤となる、持続可能な社会を担う人づくりを進めるため、「持続可能な開発のための教育 (ESD)」を推進する。

平成 26 年度に開催された、日本政府が提案した「ESD の 10 年」の最終年世界会議では、さらなる取組強化が強調され、本市においても、現在活動の全市的な普及に向けた「新北九州アクションプラン」を策定中である。

平成 28 年度はこのプランを踏まえながら、特に次世代や企業等への普及拡大に向けた取組みを強化するとともに、新たな推進体制の検討・構築を進める。

III-3・新規

・古着資源化推進事業

2,998 千円

(事業概要)

本市では、平成 26 年 5 月に「古着の分別・リサイクル事業」を開始した。現在、公共施設等に回収拠点を設置し、古着を自動車内装材にリサイクルし「高度な地域循環圏の形成」を図る取組みを進めているが、さらなる回収強化策を講じ、ごみの減量・資源化を推進する必要がある。

そこで、まちづくり協議会等の地域団体を対象に奨励金制度を創設し、より身近な古着回収体制を整備することにより、市民の利便性の向上、地域における回収・資源化活動を支援し、古着回収の促進を図るもの。

VI-1・新規

・環境ミュージアム展示改修に係る調査事業

1,966 千円

(事業概要)

「世界の環境首都」を目指す本市における唯一の環境学習拠点施設の環境ミュージアムは、多くの市民等から愛される魅力的な環境ミュージアムである必要がある。

今回、世界の環境首都に相応しい先進的な環境学習拠点施設としてのあり方を研究するため、今後さらなる来館者の増加を図るためにも、平成 28 年度に展示物の見せ方等の調査を行うもの。

4. 快適で安心できる生活環境づくりに向けた取り組み

VI-3・新規

・地域とつくる「ごみステーション」事業

30,000千円

(事業概要)

市民に最も身近なごみ処理の現場である「ごみステーション」の今後のあり方について、今年4月に北九州市環境審議会から答申を受けた。

答申では、ステーション方式を継続としつつ、ステーションの利便性や美観等をさらに工夫するために必要な対策について、「ステーションの配置」、「地域への支援」、「指導及びPR」、「事業系ごみ対策」という4つの視点から提言されている。

この4つの視点に基づき、環境未来都市にふさわしいごみステーションとなるよう、ごみステーションの管理に対する支援やごみ出しルール違反者への指導及びルール・マナーの啓発、事業所等に対する指導・啓発を行う。

VI-3・新規

・事業系ごみ組成調査事業

3,404千円

(事業概要)

家庭系・事業系のごみ減量・資源化の推進については、「北九州市循環型社会形成推進基本計画」に基づき取り組んでいるが、家庭系ごみについては、計画目標に沿って順調に減量が進む一方、事業系ごみについては、焼却ごみ量が増加し、資源化量が減少する傾向にある。

そこで、事業所のごみ排出状況を的確に把握し、効果的な対策を講じるため、焼却工場に搬入されるごみ等について、組成（成分：生ごみ、古紙等）の詳細な調査を実施するもの。

VI-4・新規

・環境改善対策マニュアル作成事業

13,646千円

(事業概要)

現在大気環境の課題の一つとして光化学オキシダントの改善があげられるが、この原因物質の一つとされる炭化水素類は、「揮発性有機化合物（VOC）」の一種であり、VOCの削減対策を行うことが、今後の大気環境の改善に極めて重要である。

このため、特に法規制のかからない中小企業に対して有効な環境改善を助言し、自主的取組みを支援するための、対策マニュアル（「VOC編」）を作成し、VOC削減に向けた本市の取組みを強化する。

本マニュアルを作成・使用する事で、現場経験の少ない職員でも現場の環境対策指導が容易になるほか、中小企業における環境改善が期待でき、また、対中国大気汚染対策に活用するなど国際協力にも貢献できる。

VI-4・新規

・PM2.5 高濃度時の発生源解析事業

10,000 千円

(事業概要)

本市では本年 3 月 22 日、PM2.5 の注意喚起を行った。これは、制度制定以来初めてである。

PM2.5 濃度は、市内全ての測定局で、環境基準に不適合であり、市民の関心も高いことから、今後適切な対応を進めていく必要がある。

そこで、市民の健康を保護する上から、主要な発生源に対し、削減対策を講じるため、これまでの測定結果や CMB 法等を用いて、PM2.5 の発生源の解析を行う。

VII-1・拡充

・日中大気汚染・省エネ対策共同事業【再掲】

61,226 千円

(うち拡充分 2,126 千円)

(事業概要)

平成 25 年 5 月に本市で開催された日中韓三カ国環境大臣会合において、大気汚染対策については互いに問題の解決を図ることの重要性について合意が得られ、その後の協議において、日中両国間で都市間連携を通じて PM2.5 を含めた中国の大気環境改善のための協力を進めることが決まった。

本市では、このスキームを活用し、平成 26 年度より上海市、天津市等との大気環境改善のための都市間連携協力事業を実施している。

平成 28 年度は、昨年度に引き続き本市からの専門家派遣や中国からの研修員受入を行い、人材育成に努めるとともに、大気環境の具体的な解決に向けた共同研究やモデル事業を行うこととしている。

また、本市と同様に国のスキームで大気環境改善のための都市間連携協力事業に取り組んでいる福岡県と連携し、地元でセミナーを開催し、これまでの成果を発表する。

VI-4・新規

・特定外来生物周知啓発事業

1,500 千円

(事業概要)

生態系に影響を及ぼすおそれのある特定外来生物について市民が正しい知識を持ち、自然環境保全への理解と行動につなげることを目的として様々な周知啓発活動を行うもの。

さらに、特定外来生物の情報収集の強化策として、現在実施している、国や関係団体との連携に加え、市民や事業者までも含めた体制の構築を図るもの。

**・スクラップ取扱業者、不用品回収業者
監視指導事業**

500 千円

（事業概要）

有価物として金属等を取り扱っているスクラップ取扱業者や、空き地等において不要品を無料で回収している不用品回収業者については、基本的には廃棄物処理法の規制は適用されない。しかしながら、リユース目的以外でも廃家電（家電4品目）を取り扱っているケースも散見されることから、これまでも環境省通知に基づいて監視指導を行ってきた。

今般、この取組を強化するため、立入検査を強化するとともに、廃棄物処理法、家電リサイクル法及び環境省通知の内容を周知徹底するため、業者を集めてセミナーを開催する。